診療情報等の取得･活用について

当院は他医療機関からの診療情報の提供やマイナンバーカード保険証（マイナ保険証）、問診票を利用し、患者さんの正確な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

令和６年診療報酬改定より当院では診療情報の取得・活用に伴い、国の定めた診療報酬を算定いたします。

◆（初診時）令和6年12月1日から

・医療情報取得加算　1点

正確な情報取得・活用するために、マイナンバーカード保険証（マイナ保険証）によるオンライン資格確認等の利用にご協力のほどよろしくお願いいたします。

杏林大学医学部付属病院